

支援制度一覧

* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

制度名称	分野	対象地域	対象	対象					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
				自治会町内会関係	NPO法人	市民活動団体	個人	その他			助成金・補助金	人材派遣	物品貸与・提供	場所貸与・提供	相談・情報提供・その他					
76 親子のつどいの広場事業	こども・青少年	市域(全区共通)	法人又は任意団体	○	○	○	×	○	就学前児童とその保護者が気軽につどい、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供を行う等、子育て中の親子をサポートする市民活動団体等を公募・選定し、支援します。 ※開設日数・時間、家賃額により補助額を算定します。	未定	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodate-shien/asobiba/tsudoit/sudoinohiroba.html	こども青少年局地域子育て支援課	671-4157	kd-chikoshien@city.yokohama.lg.jp
77 (公財)よこはまユース	こども・青少年	市域(全区共通)	—	○	○	○	○	○	横浜市の外郭団体である(公財)よこはまユースが、相談や講師派遣等を通して、青少年育成に携わる地域・団体(今後携わりたい場合も可)の活動を支援します。	通年	×	○	×	×	○	—	http://yokohama-youth.jp/	(公財)よこはまユース事業課	662-4170	kikaku@yokohama-youth.jp
78 青少年交流・活動支援スペース(愛称:さくらリビング)	こども・青少年	市域(全区共通)	交流スペースの利用は、25歳未満の青少年が対象。その他の貸出スペースは、どなたでも利用可。	○	○	○	○	○	青少年の居場所や活動の場の提供などを実施しています。ミーティングルームや研修室などの貸出も行っています。	通年	×	×	×	○	○	—	http://www.yokohama-youth.jp/kkspace/	青少年交流・活動支援スペース(愛称:さくらリビング)	263-8020	kkspace@yokohama-youth.jp
79 地域子育て支援拠点事業	こども・青少年	市域(全区共通)	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、学校法人等 ※市内での活動実績が必要。また、区によって詳細は異なります。	×	○	×	×	○	就学前児童とその保護者(妊娠期を含む)が遊び、交流する居場所、相談、情報提供等を行うとともに、地域で子育て支援に関わる方のネットワーク及び人材育成を行います。「横浜子育てサポートシステム」区支部事務局を担います。※各区で運営法人を公募、選考し、選考された法人と行政が協働契約(委託型)を締結します。	公募年度、時期は区によって異なる	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodate-shien/asobiba/support.html	こども青少年局地域子育て支援課	671-4157	kd-chikoshien@city.yokohama.lg.jp
80 プレイパーク支援事業	こども・青少年	市域(全区共通)	活動の目的や内容が非営利であり、規約等の定めがあるとともに、活動の実施に十分な人数・体制があつて本市から団体登録を受けている団体	○	○	○	×	○	公園等の一部を活用し、子どもの創造力をいかした自由な遊びを行うプレイパーク事業について、事業の実施を支援する団体に、活動経費の補助等を行います。	通年	○	×	○	○	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kura-shi/kosodate-kyoiku/hokago/hokago-playpark.html	こども青少年局放課後児童育成課	671-4446	kd-hokago@city.yokohama.lg.jp
81 こども食堂等活動支援補助金	こども・青少年	市域(全区共通)	こども食堂等のこどもの居場所づくりに取り組む団体	○	○	○	×	○	こども食堂等のこどもの居場所づくりの取組を行う団体等に対し、運営に係る経費の補助を行います。	未定	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/ibasvo/seiriseiton20021019.html	こども青少年局地域子育て支援課	671-4157	kd-kodomoibasvo@city.yokohama.lg.jp
82 おやじの会親子ふれあい事業	こども・青少年	市域(全区共通)	市立学校おやじの会親子ふれあい事業運営委員会	×	×	×	×	○	「親子のふれあいの場」「父親の家庭教育参加」を目的とした体験活動や講座等(1回30名以上参加・実施時間2時間以上)に対し、活動経費を助成します(補助対象経費の2分の1以内、上限1万円)。【体験活動や講座等のテーマ】:家庭内のしつけや、子育てについての学習や、子どもの伝統遊び、文化・芸術、スポーツ体験など、親子で様々な事柄を学ぶ学習の機会の提供 等	未定	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kura-shi/kyodo-manabi/shogaigakushu/taiken/ovaji/oyaiinokai.html	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	671-3278	ky-chiikirenkei@city.yokohama.lg.jp
83 磯子区青少年育成活動補助金	こども・青少年	区域	【要件】 規約・会則等があること 政治、宗教、営利活動を目的としないこと 原則、団体の構成員となることに条件がないこと 次年度以降も継続して活動する見込みがあること 団体の代表者が暴力団員でないこと など	×	×	○	×	×	磯子区内の青少年育成を目的に活動する団体に対して活動費を補助します。1事業につき、事業費の2分の1以内の経費を補助。上限は事業内容により4万円又は12万円。1団体につき1事業。	通年	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kosodate-kyoiku/ikusei/ikuseihojokin.html	磯子区地域振興課区民活動支援担当	750-2393	is-seishounen@city.yokohama.lg.jp

制度名称	分野	対象地域	対象	対象					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス	
				自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供 その他						
84	すくすくかめっ子	子ども・ 青少年	区域	未就学児の子育て支援の活動を実施する、 区民を中心に構成される概ね5人以上の団 体	○	×	○	×	×	地域の方々が主体となり、子育て中の親子がおしゃべりや仲間づ くりのできる「親子のたまり場(=すくすくかめっ子)」を、区内47会 場(令和7年度末現在)で開催しています。 地域活動として定着し、町内会・民生委員の協議会・保育所・学校 等のネットワーク作りにつながっています。 「すくすくかめっ子」の担い手である「すくすく子がめ隊」の新規立ち 上げ時、設立年度のみ、1団体当たり5万円を上限に補助金を交 付します。	通年	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kana-gawa/kurashi/kosodate_kvoiku/kosodatehien/301-35.html	神奈川県子ども 家庭支援課	411-7111	kg= kodomokatei@ city.yokohama .lg.jp
85	鶴見区青少年の居場所 づくり活動補助金	子ども・ 青少年	区域	青少年の居場所づくり活動を行う団体で、次 に掲げる要件をすべて満たすもの ①構成員が5人以上いること。 ②構成員の半数以上が鶴見区内在住・在 学・在勤であること。	○	○	○	×	○	青少年が人との交流や多様な体験を通じ、健やかに成長するた めの「居場所」づくりに取り組む団体・グループの活動に補助金を 交付します。審査の上、交付の可否及び金額を決定します。(上限 13万円)	例年2月	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kosodate_kvoiku/ikusei/ibasho.html	鶴見区役所地域 振興課区民活動 支援係	501-1691	tr= shogaigakush u@city.yokoha ma.lg.jp
86	地域で育む青少年健全 育成事業	子ども・ 青少年	区域	構成員の1/3以上が区内在住者であり主 な活動拠点が区内の団体である 政治・宗教・営利団体でない 概ね学齢期から24歳までの青少年の健全育 成を目的とする事業 区内全域又は地域に広く参加を周知する事 業 他の行政機関から補助金を受けていない事 業	○	○	○	×	×	区内で自主的に活動している団体が青少年の健全育成を目的に 実施する事業に対して補助金を交付します(補助率2/3) 【大規模事業コース】上限20万円 宿泊を伴う事業または不特定多数が参加でき、1回につき概ね 300人程度を定員とする事業 【一般事業コース】上限7万円 大規模事業に該当しない事業	令和8年2 月13日～ 2月27日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kosodate_kvoiku/ikusei/ChiikiSeisyounennR07.html	戸塚地域振興 課	866-8415	to= seishonen@cit y.yokohama.lg. jp
87	みどりっこ育成活動補 助金	子ども・ 青少年	区域	主に緑区民(在住・在学・在勤)で構成され、 自主的に運営していること 行政や自治会から委嘱を受けた団体ではない こと 団体・行事への参加が緑区民へ開かれている こと	×	○	○	×	○	緑区内の青少年の健やかで豊かな成長を支援するために、地域 の団体が行う様々な体験活動やイベントに対し、活動に必要な経 費の一部を補助する制度です。 補助金額は、上限金額の範囲内で、かつ、申請する補助対象経 費の1/2を上限とします。 ※主に青少年かつ緑区民を対象とする事業に限ります。 ※補助上限金額は、内容や規模によって異なります。 ※審査があります。	例年2月	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/kosodate_kvoiku/ikusei/2015120135816.html	緑区地域振興課 生涯学習支援係	930-2235	md= gakushu@city. yokohama.lg.jp
88	子育て支援活動事業補 助金	子ども・ 青少年	区域	未就学児の子どもとその保護者を対象として 子育て支援活動を行う団体(グループ)	○	○	○	×	○	未就学の子どもとその保護者を対象として緑区内の会場で活動 し、主に緑区民で構成された自主運営組織(団体)に対して補助金 を交付します。 補助金額は、補助対象経費(例:会場費・広報用チラシ印刷代・活 動に伴う通信運搬費等)の3分の2までとし、1回5万円が上限で す。 なお、同一の組織(団体)が同じ活動で申請できるのは年1回、連 続3回(3年)までです。 ※審査があります。	例年2月 ～3月	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/kosodate_kvoiku/kosodatehien/odake/kosodateshienhojokin.html	緑区子ども家庭 支援課子ども家 庭係	930-2332	md= kodomokatei@ city.yokohama .lg.jp
89	栄区みらいハグくむ助 成金	子ども・ 青少年	区域	①栄区内に拠点を置く団体 ②地区社協との連携を必須とし、また申請前 に栄区社協に相談のうえ、対象となる活動内 容として認めた団体 ③NPO法人または本会正会員および会長が 許可する法人 ④任意団体および本会正会員 ※①②必須③または④の団体	○	○	○	×	○	【募集内容】 ①1団体1事業助成とします。 ②新規立ち上げに関わる経費(1年目)年間上限30万円 ③事業運営に関わる経費(2、3年目)年間上限10万円 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間とし、連続し た3年間(年度)とします。 申込み受付は当該年度の4月～12月までの設定した期間 【対象事業】 子どもの育ち及びその家庭を支える事業・活動 ①居場所事業(放課後等の居場所、子育てサロン、学習支援等) ②交流、イベント事業 ③個別支援の視点を取り入れた研修会、講座(虐待、ヤングケア ラー、社会的孤立、ひきこもり等) ④個別世帯を支援する活動(日常の見守り、生活支援活動等)	令和8年4 月から12 月下旬ま で	○	×	×	×	×	○	https://sakaeku-shakvo.jp/	栄区社会福祉協 議会	894-8521	office@sakaek u-shakvo.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象	対象者					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	連絡先	
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他				電話	メールアドレス
90	こども食堂等の食材費 に対する助成金	こども・ 青少年	区域	①主にこどもを対象に食事の提供を行う身 近な地域におけるこどもの居場所づくりを目 的とした取組をしている団体。 ②活動の様子がわかる、本会のHPや広報 紙に掲載可能な写真もしくは、「メッセージ」 を提供できる団体。	×	○	○	×	○	【趣旨・目的】 物価高騰等において、厳しい状況の中でも居場所が必要なこども のために運営している 非営利な任意団体・特定非営利活動法人に向けた支援として実 施します。 【対象事業】 ・原則月1回以上継続的に開催している事業。 ・参加費が無料または低廉である事業。 ・地域に住む子どもを広く対象とする事業。 ・横浜市又は南区から補助・委託を受けていない事業。 【対象経費】 食材費	令和8年7 月頃	○	×	×	×	×	○	https://minami-shakyo.jp	南区社会福祉協 議会	260-2510	tomonoy@minami-shakyo.jp